

令和6年（フ）第172号

群馬県前橋市関根町186番地
破産者 天海 雅司
1 決定年月日 令和8年8月25日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和8年（フ）第111号

群馬県伊勢崎市連取町3279番地26
破産者 近藤 実穂
1 決定年月日 令和8年8月25日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和8年（フ）第958号

神奈川県大和市西鶴間6丁目12番14号
破産者 相田 みほ
1 決定年月日 令和8年8月25日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年（フ）第551号

神奈川県小田原市曽我別所775番地の1
シャルマン曽我Ⅱー104
破産者 山中 弘美
1 決定年月日 令和8年8月25日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和8年（フ）第144号

神奈川県秦野市並木町5番24ー8号
破産者 内沼 貴孝
1 決定年月日 令和8年8月25日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和8年（フ）第204号

神奈川県厚木市林2丁目33番36号 サンシ
ティ杉山102
破産者 友 香織（旧姓井口）
1 決定年月日 令和8年8月25日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和8年（フ）第78号

愛知県稲沢市国府宮四丁目6番28号
破産者 富田 幸人
1 決定年月日 令和8年8月25日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

令和8年（フ）第47号

鳥取県鳥取市湯所町1丁目469番地、破産手続開始決定時の住所鳥取県鳥取市賀露町北2丁目7番1号
破産者 山下 浩司
1 決定年月日 令和8年8月25日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

令和8年（フ）第64号

鳥取県鳥取市吉方186番地1ロイヤルウェルス302号、住民票上の住所鳥取市西門通寺36番地
破産者 森下 一希
1 決定年月日 令和8年8月25日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

令和8年（フ）第98号

北九州市八幡西区大字本城3454番地1（203）、前住所福岡市西区今宿西1丁目30番19ー206号 クレイノリラシア
破産者 大塚 真実

1 決定年月日 令和8年8月25日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和8年（フ）第339号

北九州市若松区ひびきの南2丁目4番8号
破産者 宮下 睦恵
1 決定年月日 令和8年8月25日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和8年（フ）第376号

北九州市小倉南区下貫3丁目13番12号
破産者 Me、againこと 梅原 志保
1 決定年月日 令和8年8月25日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年（フ）第577号

宮崎県下北方町平田903番地16 ダイアパレス神宮の杜七号館313号
破産者 高野 伸治
1 決定年月日 令和8年8月25日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

令和7年（フ）第192号

宮崎県日向市大字富高4452番地
破産者 林 七世
1 決定年月日 令和8年8月25日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

破産手続終結

令和6年（フ）第8294号

東京都青梅市谷野105番地の2、開始決定時の住所東京都八王子市下恩方町2243 テラスハウスアップルAー5
破産者 中村 和豊
1 決定年月日 令和8年8月20日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

東京地方裁判所民事第20部

令和7年（フ）第202号

東京都板橋区前野町5丁目28ー14 サンハイム繁田B103
破産者 吉田 誠
1 決定年月日 令和8年8月20日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

東京地方裁判所民事第20部

令和7年（フ）第1708号

東京都品川区上大崎1丁目19ー5
破産者 吉崎 孝司
1 決定年月日 令和8年8月20日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

東京地方裁判所民事第20部

令和7年（フ）第4229号

東京都葛飾区水元5丁目6番14号
破産者 SUN BRIGHT株式会社
1 決定年月日 令和8年8月20日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

東京地方裁判所民事第20部